

官報

号外 昭和五十八年三月四日

○第九十八回 参議院会議録第六号

昭和五十八年三月四日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第六号

昭和五十八年三月四日

午前十時開議

第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○本日の会議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件

一、日程第一

一、国務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度地方財政計画について)

一、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員小柳勇君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。(拍手)

昭和五十八年三月四日 参議院会議録第六号

永年在職議員表彰の件 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔小柳勇君起立〕

議員小柳勇君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(徳永正利君) 町村金五君から発言を求められました。発言を許します。町村金五君。

〔町村金五君登壇 拍手〕

○町村金五君 お許しをいただきまして、私は、議員一同を代表し、ただいま永年在職のゆえをもって表彰せられました小柳勇君に対し、一言お祝いの言葉を申し上げます。

小柳勇君は、昭和三十三年参議院福岡地方区補欠選挙に当選され、自來四たびの通常選挙において選挙民の強い支持を得て当選を果たされ、今日まで二十五年の長きにわたり、本院議員として御活躍をされてまいりました。

この間、小柳君は、社会労働委員長、石炭対策特別委員長、災害対策特別委員長及び交通安全対策特別委員長を歴任され、党内外におかれましては、日本社会党参議院議員会長の要職につかれ、現在は日本社会党中央執行副委員長を務めておられます。

小柳君は、常に研さんを怠らず、本会議、委員会の審議において卓越した論理を展開されます一方、クリスチャンとして若いときからの聖書研究をいままも続けられ、あるいは多忙な議員活動の間を見ても鉛筆を握られるなど、きわめて幅広い政治家であります。特に油絵につきましては、昨

年秋には、議員会館の部屋から見た議事堂を描いた作品で都民美術大賞を受賞されたと聞いております。

このように、小柳君は、その豊かな人格とすぐれた識見によりまして、同僚議員の信頼を集め、本院の使命達成のために指導的な役割りを果たしてこられたのであります。

ここに、われわれ議員一同は、君の二十五年間の御功績に対しまして深く敬意を表しますとともに、本日來着る表彰を受けられましたことに對し、心からの祝意を表する次第であります。

現下、わが国内外の諸情勢はまことに多事多端であり、本院に対する国民の期待もまた大なるものがああります。

どうか、小柳君におかれましては、今後とも健康に留意せられ、本院の使命達成とわが国議會制度民主主義発展のため一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お祝いの言葉といたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいま表彰を受けられました小柳勇君から発言を求められました。発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇 拍手〕

○小柳勇君 お許しをいただきまして、一言お礼を申し上げます。永年在職のゆえをもちまして光榮ある表彰をいただき、さらに町村先生より身に余る御祝辞を賜りまして、感激ひとしおでございます。

その間、安保、日韓、教育二法、警職法など、幾つかの激しい国会論争の場面にも遭遇いたしました。幸いに、先輩、同僚議員各位の温情と御教導に支えられまして、大過なく、今日のこの榮譽に浴することができました。これもひとえに皆様の御厚情とその御声援のたまものと心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

いまや、わが国は、國際的にも国内的にも多くの問題を抱えております。それだけに、國權の最高機関としての国会の任務もまた重いと云わなければなりません。議長、副議長並びに議員各位の一層の御健勝をお祈りいたします。私にはなほ微力かつ不敏でございますが、皆様の驍尾に付して、さらに全力を尽くす覚悟でございます。どうぞその上とも変わらぬ御交誼、御指導をお願い申し上げます。

ここに、改めて、私を今日までお育てくださいました皆様からこころをたれ、お礼のこゝろさつといたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でございます。

○大木浩君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○野田哲君 私は、ただいまの大木君の動議に賛成いたします。

昭和三十三年八月、故山本経勝先生の急逝に伴

昭和五十八年三月四日 参議院会議録第六号

国務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、中央選挙管理委員会に近藤英明君、塚家嘉郎君、伊達秋雄君、鬼木勝利君、中沢伊登子君を、

同予備委員に吉田恵一君、萩原博司君、遠藤隆次君、松尾信人君、岡本丈君を、それぞれ指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、日程を追加して、

昭和五十八年度地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。山本自治大臣。

〔国務大臣山本幸雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(山本幸雄君) 昭和五十八年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十八年度の地方財政につきましては、引き続き著しい収支不均衡の状態にあることにかんがみ、おおむね同一の基調により、歳入面におきましては、地方税負担の公平化、適正化、受益者負担の適正化等による収入の確保を図るとともに、地方交付税の所要額を確保することとし、歳出面におきましては、経費全般について徹底し

た節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十八年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定しておりますが、以下その策定方針について申し上げます。

第一に、地方税負担の現状と地方財政の実情とを勘案し、地方税負担の公平化、適正化を図るため、法人住民税均等割、娯楽施設利用税等の税率の調整、非課税等特別措置の整理合理化等を行う一方、住民税所得割の非課税措置の存続等を行うこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和五十八年度の地方財源不足見込み額については、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉の確保、住民生活に直結した社会資本の整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、福祉施策及び教育・文化振興対策等の推進を図るための財源を充実するとともに、投資的経費の所要額を確保することとし、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経費の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るほか、年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるような必要な措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十八年度の地方財政計画を策定しました結果、歳入歳出の規模は四十七兆四千八百六十億円となり、前年度に対し四千三百十八億円、〇・九パーセントの増加となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るとともに、住民負担の軽減合理化を図ることを基本としております。以下、その概要について御説明申し上げます。

第一に、地方税法の改正であります。まず、法人住民税均等割について、最近における物価水準等の推移、地域社会との受益関係等を勘案して税率の調整を行うとともに、娯楽施設利用税等についても、所得、物価水準の推移等を考慮して税率の調整を行うこととしております。

また、固定資産税等に係る非課税等の特別措置について所要の整理合理化を行うこととしております。

次に、個人住民税について、低所得者層の税負担に配慮するため、引き続き昭和五十八年度においても所得割の非課税措置を継続することとしております。

また、在宅における特別障害者の介護等に配慮するため、同居の特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の特例を設けることとしております。さらに、料理飲食等消費税について、住民負担の軽減を図るため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を引き上げることとしております。

第二に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。日本国有鉄道の納付する市町村納付金の軽減を図るため、その算定標準額に係る特別措置を改めることとしております。

そのほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

これらの改正により、明年度におきましては、三百七億円の増収となる見込みであります。次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和五十八年度分の地方交付税の総額は、現行の法定額に、特別加算することとした千三百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円及び借入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加算した額から昭和五十八年度分の利子として国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額のうち三千四百四十六億円を減額することとした結果、八兆八千六百八十五億円となり、前年度当初に対し、四千六百十五億円、四・九パーセントの減となっております。

なお、借入金一兆八千九百五十七億五千万円につきましては、昭和六十四年度から昭和七十三年度までの各年度に分割して償還することとし、そのうち二千八十四億円についてはその十分の十に相当する額、それ以外の額についてはその二分の一に相当する額を臨時地方特例交付金として当該各償還年度の地方交付税の総額に加算することとしております。

また、昭和五十八年度の普通交付税の算定については、老人保健制度の実施に要する経費、障害者福祉等福祉施策に要する経費、教職員定数の改

普及及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等の公共施設の維持管理に要する経費等の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債償還後の所要経費の財源を措置するため単位費用の改定等を行うほか、法人関係等に係る基準税額の精算を三年度以内に行うこととしております。

第二に、交通安全対策特別交付金については、これが地方団体の普遍的な財源であり、かつ、その額も地方団体間の財源調整上無視し得ないものとなってきたこと等の事情にかんがみ、これを基準財政収入額に算入することとするともに、同交付金の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において別勘定を設けて行うこととし、あわせて、同交付金の額及び使途等について所要の改正を行うこととしております。

以上が、昭和五十八年度の地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上野雄文君。

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君 初登壇をいたします上野雄文でございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び昭和五十八年度地方財政計画に関連して、地方税財政

の基本問題を中心に総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

最近、政府は、直接税と間接税の比率の見直しの意向を示し、言外に大増税をおこなわれております。直間比率の見直しは租税体系の基本にかかわる問題であり、国税のみならず、地方税財政に与える影響はきわめて大きいものがあります。

申し上げるまでもなく、地方税における直接税と間接税の比率は約八五対一五であり、国の七五対二五に比べ、地方税における直接税の比率はきわめて高いと言ふことができます。これは、地方財政が景気変動に余り左右されることなく、安定的に住民福祉の向上に寄与させるための結果であると申せましょう。今後、政府の直間比率の見直しにかんよって、地方財政の性格を大きく変化させる可能性があると言わなければなりません。

そこで、まずお尋ねいたしますのは、政府が今後ある種の大型消費税の導入を企図しているならば、国税に占める現行の所得税、法人税、酒税のいわゆる地方交付税のもとになる国税三税の比重が低下することになることは明らかであります。直間比率の見直しをもって国の財政危機を打開しようとするのは、国民に新たな増税を強いるだけであり、地方税財政にも大きな影響を与えることとなり、きわめて重大な問題と言わなければなりません。

この際、政府は、直間比率の見直しで地方税制を含んでいないこと、また、国税三税の比重低下による地方財政へのマイナス影響も一切ないことをまず確認すべきだと考えますが、総理並びに大蔵大臣、自治大臣の明快な答弁をいただきたいと

存じます。さて、さきに大蔵省は、「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」を公表いたしました。五十九年度赤字国債の発行をゼロとする政府公約が崩壊したまま、大蔵省のこの考え方が今後の財政再建の基礎データとなるのでありましようが、問題はその内容であります。

この考え方によれば、今後、昭和五十九年度から昭和六十一年度まで国税収入は毎年六・六兆ずつ伸びることとされております。年率六兆の名目経済成長をもとに国税収入見込みが立てられているわけですが、他方、歳出を見れば、地方交付税の伸び率は、昭和五十九年度一八％、昭和六十年及び昭和六十一年度はそれぞれ七・二％と見込まれております。昭和五十九年度の地方交付税の伸び率を一八％と見ているのは、昭和五十八年度に昭和五十六年度における八千五百億円の精算を行ったためであり、高い伸び率となることはやむを得ないと言えますけれども、問題は、昭和六十年及び六十一年度の見込みであります。

国税収入の伸び率を毎年六・六兆としておきながら、地方交付税のみを七・二兆と、〇・六兆も上回って見込んでいることは、きわめて妥当性を欠くものと言わざるを得ません。これは、国税三税については税の弾性値を一・二と見、他の税目についてはこれより低い弾性値をもって算定した結果であります。そこには、ことさら地方交付税の伸び率を高く見せようとする大蔵省の意図が露骨に感じられます。

地方交付税は地方固有の財源であり、これを国の財政危機の元凶視せようとする大蔵省の態度は、地方税以外の何物でもありません。財政改

革に当たって、このようにひとり地方交付税を罪悪視させるような考え方は、国、地方の財政再建を推進するためにも厳に排すべきであり、総理並びに大蔵、自治両大臣の考え方を伺いたいと存じます。

次に、五十八年度地方財政対策を中心とする税財政の具体的な問題についてお尋ねいたします。政府の算定によれば、昭和五十八年度の地方財政財源不足額は二兆九千九百億とされております。昨年、政府の上げ底予算によって地方財政も財源不足額がゼロとされたことから見れば、五十八年度の多額の財源不足額の発生は当然と言えます。これに対する政府の措置は、二つの点で重大な問題があると言わざるを得ません。

第一は、財源不足額の性格の変化に対する政府の認識不足の問題であります。昭和五十四年度以降の財源不足は、政府の縮小均衡政策のもとでの不足額であり、五十四年以前のものとは全く性格を異にしております。いわば五十四年以降のそれは、現行国、自治体間の税財政制度の不均衡の象徴であり、この不均衡に対する是正を何ら講ずることなく、昭和五十年以来の借金政策で措置することは、不均衡の拡大以外の何物でもありません。先ほど指摘した大蔵省の「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」に示される地方財政敵視の姿勢を改め、財源不足の構造的変化を率直に認識し、地方財政改革に当たっての基本的な考え方をこの際政府は示すべきだと考えますが、総理並びに自治大臣のお考えをお伺いいたします。

第二は、財源不足の補てん措置にかかわるルール破りの問題であります。

昭和五十八年三月四日 参議院會議録第六号

国務大臣の報告に關する件(昭和五十八年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等

昭和五十年の財源不足の発生以来、政府は地方交付税の増額と地方債の増発をもって措置してまいりました。地方交付税本則によれば、地方交付税の総額不足に対しては、交付税率の引き上げないし制度の改正をもって措置することが規定されておりますが、政府は、交付税特別会計における借入金について元金の二分の一、利子全額を国が負担することで交付税率の引き上げにかわる措置だと強弁してまいりました。

ところが、五十八年度に至って、政府は、この利子負担について三千四百四十六億円の新たな地方負担を導入したのであります。これが従来からのルール破り以外の何物でもないことは明らかであり、地方財政政策における政府論理の完全な破綻と断ぜざるを得ませんし、地方交付税率の実質的な引き下げに等しいこのような措置は、地方に対する重大な背信行為と言わざるを得ません。政府の率直な見解を伺いたいと存じます。

そして、このような措置は単年度限りのものでなければならぬと存じますが、この点に關し、大蔵、自治両大臣のこの場における確約を強く要請をするものでございます。

さて、地方交付税にかかわって、もう一つの重大な制度問題についてお尋ねをいたします。

政府は、これまでの交通安全対策交付金について、これを譲与税と同じように交付税特別会計に直入し、同特別会計を通じて地方に交付しようとしておりますが、このような制度改正に当たって自治省は果たして十分な検討を行ったのでありましようか、大きな疑問を持たざるを得ません。交付税特別会計に交通安全対策交付金を直入することは、一見合理的なように見えますが、交付

税特別会計に今後あらゆるものを直入する大きな突破口を提供する危険性は全くないとは言えません。交付税特別会計にそれぞれ性格の異なるものをすべて混入することは、その中心である地方交付税の性格をも大きく改悪することとなり、その意味で、今回の交通安全対策交付金についての制度改正には重大な疑問と危険性を感じるものであります。大蔵大臣及び自治大臣の見解を伺いたいと存じます。

次に、人件費補助と事務費補助を一本化し、交付金化した問題についてお尋ねいたします。

農業改良普及員など農林水産省、通産省に係る人件費、事務費補助が今年度から交付金に切りかえられております。政府が言うには、これにより事務事業の内容は一切変更はないとしておりますが、内容に変更がなければ、何ゆえに交付金額が八億五千万円も対前年比減額となるのでありましようか。補助金を交付金化することが臨調答申にも沿って制度改革かのような印象を与えますが、八億五千万円の減額が端的に示すように、結局それは職員的首切りにつながることは明らかであります。農林水産大臣の答弁をいただきたいと存じます。

最後に、地方税制についてお尋ねいたします。わずか三百七億円の増収額が示すように、五十八年度地方税制改正は、地方財政の財源不足額の構造的変化という状況にもかかわらず、これを積極的に打開しようとする内容は皆無であります。個人住民税の減税、産業用電気税の非課税措置の廃止問題等、地方税制の改革すべき課題は山積しているにもかかわらず、これについて全く手をつけていない政府の態度は怠慢というほかはありませ

せん。

私は、この際、幾多の課題の中から産業用電気税の非課税措置の問題にしばって、自治体の課税自主権との関連で質問をいたします。産業用電気税の非課税品目は、五十八年度わずかに一品目が廃止されようとしているだけで、いまだ七十九品目が優遇措置を受け、その額は約一千三百億円となっております。額の多さもさることながら、問題はその決定手続のあり方であります。

自治体は、国で決定されるこうした優遇措置によって一方的に租税収入が減額されるまま、補てん措置は何ら講じられておりません。非課税措置を講じるか否かは、本来、自治体の課税自主権に属するものであり、それが国の手により一方的に非課税とされるならば、減収額に見合った交付金等を保障する国の対策が必要であり、物税を理由にその全廃を政府が拒むならば、その補てん措置は当然行わねばならぬと考えるものであります。自治大臣の見解をお示しいただきたいと存じます。

以上、私は、当面する地方税財政等に関して総理大臣以下各大臣にお尋ねをいたしました。中もすれば国と地方との関係において、国優先、中央集権化への道が強化される昨今、憲法で保障されている地方自治の本旨に沿った明快な答弁を期待いたしました。質問を結ぶものであります。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 上野議員の御質問にお答えを申し上げます。第一問は、直間比率の見直しの問題でございます。

これを行う場合に、地方財政へのマイナスの影響を与えないようにという御質問でございますが、直間比率の見直しにつきましては、具体的に検討していることもございませぬし、私から指示していることもございませぬ。したがって、見直しの範囲に地方税制が含まれるかどうかという問題、あるいはその影響等につきまして、いま申し上げる段階ではないのでございます。

なお、直間比率の問題は、結局は国民の合意と選択の中から形成されるべきものであると思っております。この問題は、税調の答申におきまして、五十九年度以降歳入構造の全般的見直しということが指摘されておまして、むしろ税体系の見直しという考えの中で考えらるべき問題ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、こういう問題につきましては、最終的には国会の御意向、国民の合意の形成、選択等を見まして、各方面の御意見を伺いながら、将来考へべき問題であると思っております。

次に、「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」について御質問がございまして、国税と地方税の伸び率の問題が御指摘ございました。

「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」に添付されております「財政の中期試算」における税収は、昭和五十八年度の予算を前提として、一定の板定のもとに等率で伸びず手法により将来の額を算定したものでございます。

「財政の中期試算」におきましては、一般会計税収総額、地方交付税ともに同様の考えで算出したものでございますが、両者の伸び率が御指摘のように異なっておりますのは、過去十年間の税収の対GNP弾性値が一般会計税収総額の場合は一・

一、それから地方交付税の基礎となつております
国税三税の場合は一・二となつてゐることによる
ものでございませう。

次に、地方財源不足の問題について御指摘がござ
いました。そして、地方財政改革に当たつての
基本的考え方を示すべきであるという御質問でござ
います。

地方財政を中期的に展望して、地方財政改革の
あり方を明らかにすることは望ましいことであると考
えております。そして種々検討すべき点も多
いと思われまので、自治省において研究させたい
と思つております。

残余の質問は関係関係から御答弁申し上げま
す。(拍手)

〔国務大臣山本幸雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(山本幸雄君) 私に対する御質問につ
きまして逐次お答えをいたします。

まず、直間比率の見直しの御質問でございまし
ますが、これはただいま総理から詳しく御答弁いた
だきました。いま具体的に検討もしていませんし、
指示もしてないということでございます。もし
しかし、こういうような検討が行われるというこ
とになれば、私は当然に地方財政に与える影響を
も含めて検討すべきものであらうと思つておりま
す。

次に、「財政の中期試算」における地方交付税の
伸び率の問題でございませう。

これはただいま総理からお答えがございまし
ましたが、国税収入の伸び率を地方交付税の伸び率が
上回つておりますのは、税の見積りもりに当たつ
て、国税三税とその他の税との対GNP弾性値の
違いによるものでありまして、この弾性値は十年

間にわたる実績を用いたということでありまし
て、特段の意図はないものであると私ももも考え
ております。

次に、地方の財政改革についてのお尋ねでござ
います。

現在の地方財政はきわめて厳しい状況にありま
して、今後その健全化を進めるに当たりまして
は、基本的には、国の先般の「財政改革に当たつ
ての基本的な考え方」、これに示されております
る考え方と同様に、行財政の守備範囲の見直し、
あるいは受益と負担両面にわたる見直し等を行う
とともに、国と地方との間の事務配分、またこれ
に伴う税財源配分の見直しを行う必要があるもの
と考へます。このために、具体的な方策を示し、
また今後の財政事情の試算を行うことはき
わめて意欲のあることと考へております。

しかしながら、地方財政は何せ三千数百の地方
団体の財政の集合体であります。また、それらの
地方団体がそれぞれ自主的に財政運営を行つてお
ります。また、地方行政改革の方向づけは、国
の行政改革の方向づけと密接な関連を有する問
題でもございます。それこれいたしまして多くの
問題点がありますが、今後真剣に検討を重ねてま
いりたいと思つております。

次に、利子負担のお尋ねでございませう。

これは、交付税特会借入金金の利子につきまし
て、五十八年度の国の財政事情がきわめて厳しい
ということにかんがみまして、借入金金の元金償還
の国、地方の負担割合に改正して、それぞれ国
の一般会計、地方の交付税特会が負担することと
したところでございませう。しかしながら、一方に
おいて、明年度の地方財政の円滑な運営に支障を

生ずることのないように財源不足額の補てん措置
は講じたつもりでございませう。

なお、昭和五十九年度以降の利子負担のあり方
につきましては、政府としての方針をまだ固める
に至つておりません。したがういまして、この問題
は、五十九年度以降の地方財政政策を通じて
結論を得ていかなければならない問題と考へてお
ります。

次に、交通安全対策特別交付金に関するお尋ね
でございませう。

この交付金は各地方団体を通じて普遍的な財源
であります。また、その総額も五百億という額に
上つて相当の規模に達しました。地方団体間の財
源調整上無視し得ないものとなりましたために、
これを地方交付税の基準財政収入額に算入するこ
ととしたのであります。また、この交付金が地方
財源であるという性格を持つておることにかんが
みまして、その経理につきましては、地方議与税
と同じく交付税特会において行うこととしたもの
でございませう。しかしながら、地方交付税その
のとの一体的に運営されているものではありませ
んで、その経理を交付税特会で行うことが直ちに
地方交付税の基本的性格を変更するものではな
い、こう思つております。

産業用電気に対する電気税の非課税措置のお尋
ねでございませう。

産業用電気に対する電気税につきましては、こ
の税が原料課税となつてゐることによる物価に及
ぼす影響を考慮しまして、国民経済上の見地から
一定基準のもとに非課税措置を講じているところ
でございませう。この非課税措置につきましては、
その趣旨にかんがみまして、全国的な視野に立つ

て、地方税法によつて一律に定める必要があるも
のと考へております。

この非課税措置による電気税の減収額につきま
しては、他の税目における非課税措置と同様、普
通交付税の基準財政収入額には算入されないこと
になつており、その限りにおいては地方交付税上
所要の財源措置が行われておるものと考へてお
るところでございませう。(拍手)

〔国務大臣竹下登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登壇) まず、税の直間比率の問
題についてであります。

総理からお答えがございましたことと、直間
比率の見直しを具体的に検討していることもござ
いませう。また、指示を受けておることもござ
いませう。したがういまして、見直しの範囲に地方税制
が含まれるかどうか、地方財政にどのような影響
を及ぼすかといった問題についても、何とも申し
上げられないという段階でございませう。

なお、直間比率は、国民の合意と選択の中から
形成された結果としての姿でございまして、した
がつて、あらかじめ前提を置いて予見を持つてこ
れを決める性格のものではございませう。税
制調査会あるいは臨時行政調査会からいろいろ御
検討の御意見が出ておりますが、厳密に言へば、
総理からお答えがございましたように、税体系の
見直しという言葉の方がむしろ適切ではなからう
かというふうに考へております。

いすれにいたしまして、税体系の問題につ
いては、いま、これまた総理からお答えがございま
したごとく、国会の意見を聞いたり、そして税制調
査会の意見を聞いたり、そのように各方面の意見
を伺いながら、国民の真意がどこに所在するかと

昭和五十八年三月四日 参議院會議録第六号

國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ということを見きわめた上でこれに対応すべき課題である、このように考えております。

次に、「今後の財政改革に当たつての基本的考え方」に添付されておりますいわゆる中期試算の税収についての御懸念を含めた御質問がござい

ました。これはまさにこの五十八年度予算を前提とした

しまして、一定の仮定のもとに等率で伸ばす手法

によつて将来の額を算出した、こういう性格のも

のでございます。具体的に申し上げますならば、

経済審議会の審議経過報告で見込まれております

平均名目GNP成長率の中央値の六〇をとつたこ

と、そして税収の対GNP弾性値の過去十年間の

平均値をとつたこと、これを前提に機械的に算出

したものでございまして、それがそうした結果に

なつてあらわれておるものでございまして、全

く機械的に算出した結果であつて、それ以上の意

味を持つものではないというふうに御理解をいた

だきたいと思ひます。

次が、いわゆる国と地方で折半した問題につ

いての御質問でございます。

これはまさに毎年度の予算措置によりまして全

額国が肩がわりをしてまいりましたが、本来、実

質的に地方の借入金であること、またきわめて厳

しい財政状況等にかんがみまして、元金償還の

国、地方の負担割合に応じて地方負担を導入する

こととしたわけでございます。したがって、

いわゆる地方財政の運営には支障のないよう自治

大臣からもお答え申し上げましたように措置をし

ております。まさに公の経済を支える地方、国と

いう車の両輪でございますので、この点が一番大

切なことであると考へております。

そうして、五十九年度以降の問題、これはそれ

こそ毎年度の財政状況等々総合勘案いたしまし

て、各年度の予算編成の過程において地方財政対

策の一環として相談しながら決めていく、こうい

うことでございます。

次が、これまで自治大臣からお答えのございま

した交通安全対策特別交付金の問題でございま

す。

臨調の答申の趣旨を踏まえまして、これは地方

団体の安定的財源として地方団体の財源調整に活

用するための措置でございます。しかし、経理処

理につきましましていまお話がございましたが、交通

安全対策特別交付金の経理につきましては、科

目、所管等が交付税等とは相違するため、従来の

地方交付税等と区分してそれぞれ勘定を設定して

行うこととしておるわけでございます。

農業改良普及員の問題につきましては、農水大

臣からお答えがあらうかと思ひますが、臨調答申

の趣旨等を踏まえまして、地方公共団体の自主性

の発揮の促進と事業の効率的、弾力的な運営を圖

るといふ見地から講じようとするものでございま

す。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣金子岩三君登壇、拍手〕

○國務大臣(金子岩三君) お答えいたします。

改良普及事業については、五十八年度予算にお

いて、都道府県の自主性を発揮するとともに、事

業の効率的、弾力的な運営を圖るため、これまでの

個別経費の積み上げによる定率負担金から、標

準、定額による交付金に変更することとしたもの

であります。交付金の算定については、普及職員

の設置、普及所の運営等の基礎的な経費を見込ん

でおるところであります。

なお、農業改良普及事業費の総額については、

他の補助金等とのバランス等を勘案して、前年度

当初と比べると九八・一％と若干の減少となつて

いたしますけれども、前年度補正後と比べると一〇

・五％となつております。このことから御指摘

のような事態にはつながらないものと考えている

次第であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 大川清幸君。

〔大川清幸君登壇、拍手〕

○大川清幸君 私、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま趣旨説明のありました昭和五十八年

度地方財政計画並びに地方税法等の一部を改正す

る法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法

律案について、総理並びに関係大臣に質問いたし

ます。

まず初めに、地方自治の基本問題についてお伺

いをいたします。

民主主義の基盤である地方自治の確立が叫ば

れ、また、地方の時代という言葉が言われてはや

数年を経るのでありますが、最近ではこの地方の

時代というかけ声もむなしさを覚えるばかりであ

ります。というのは、最近の住民の価値観の多様

化、地域に根差した文化の育成など地域興隆の波

は高まりを見せており、これに伴つて行財政につ

いても、従来の中央集権型から地方分権化への動

きが強まっております。しかしながら、こうした

国民の要求とはうらはらに、相変わらずの補助金

中心の画一的行政が改まっております。その

上、国の財政の犠牲を地方に押しつけるなど、中

央政府の地方に対する姿勢は一向に改革されない

ばかりか、かえつて地方統制は強まっております

言つても過言ではありません。

この四月に行われる統一地方選挙はすでに十回

目を数えるに至つており、地方自治のあり方を明

確にしなければならぬときに来ていると考へる

ものであります。総理の地方自治に臨む姿勢につ

いて、まずお伺いをいたします。

また、地方自治確立のためには、臨調の基本答

申でも示されておりますが、現行の制度を抜本的

に改革し、自治の確立を圖らなければなりません

が、国、地方を通ずる行財政事務の再配分に対す

る今後の見通しと方向について、総理の所信並び

に決意を伺ひます。

次に、五十八年度地方財政についてお伺いをい

たします。

五十八年度地方財政計画の規模は四十七兆四千

八百六十億円、その伸び率は〇・九％と史上最低

の伸び率に抑えられております。また、歳入面

も地方税は〇・一％の減、交付税も四・九％の減

となつており、基幹財源は軒並みに減少してあり

ます。このため二兆九千九百億円もの財源不足を

生じ、地方交付税の二分の一利子負担を加えると

財政赤字は実に三兆三千三百四十六億円と、五十

四年度に次ぐ巨額に上つております。このため、

五十八年度地方財政は、これまでと同様に地方債

の増発と交付税会計の借金という相変わらずのパ

ターンが続いております。これによつて、地方の

借金はふえる一方で、五十八年度末では五十七兆

円にも達することになります。

地方財政の厳しさは年とともに深まる一方であ

りますが、このような事態を総理はどう受けとめ

ておられるのか、また、これに対してどのような

改革案を持っているのか、明らかにしていただき
たいと思います。

さらにお伺いいたしますが、このような歳入の
厳しさを反映してか、歳出面ではこれ以上切り詰
められないほど切り詰めております。行政の現場
である地方自治体は、急激な歳出の切り詰めはと
うてい不可能であります。各地方自治体とも歳出
は計画規模を大きく上回るようになります。した
がって、地方自治体の財政の指標としての財政計
画は、その役割りを果たせなくなるのではないかと
憂慮するものであります。この点に対して答
弁を求めるものであります。

次に、地方交付税制度についてお伺いいたしま
す。

五十八年度地方財政にとって従来と比べて特に
大きく変わっているのは、これまで国の一般会計
が負担していた交付税会計の借金の利子につい
て、その二分の一を地方に負担させることとして
いることとあります。これまで交付税会計の借金
の利子については国の一般会計が負担するたてま
えになっておりましたが、今回このように地方に
負担を強いるということにいたしましたのは、国
の責任を地方に転嫁するものであり、断じて許せ
ないものであります。一体いかなる理由でこのよ
うな措置をとったのか、明らかにしていただきた
いと思ひます。

また、先ほどの自治大臣と大蔵大臣の答弁で
は、来年は来年で検討するということですが、こ
の五十八年度の措置については慣例としないとい
う解釈でよろしいかどうか、お答えを願ひたいと
思ひます。

また、今日の地方財政は、昭和五十年年度以来、

毎年大幅な財源不足を生じてまいりました。この
ような実態を考えると、国は地方財政の確立とい
う基本問題に目をつぶり、むしろもっぱら国側の
都合により地方財政が運営されてきたことは明ら
かであります。この問題の解決については、地方
交付税法の趣旨に沿って交付税率の引き上げを行
うなど、抜本的な検討を行うべきであったと考え
るのであります。これについての見解を明らかに
していただきたいと思ひます。

なお、地方自治体にとっては、膨大な借金の返
済などを含め、財政運営の将来に大きな不安を
持っているところであります。この点について先
日の本会議で、わが党の地方財政中期展望の策定
要求に対し、政府は検討を約束しましたが、その
後提出に消極的な声も聞かれておるところであり
ますので、これについてはいつごろまでに提出で
きるのか、その見通しについてお伺いをいたしま
す。

次に、財政に重要なかわりを持つ経済の動向
について伺ひます。

五十八年度の政府の経済政策を見ると、公共事
業は四年据え置きで、事業費としては実質減少、
所得税減税も六年据え置きという実態でありま
す。五十七年度の実態を見ても、経済見通しの下
方修正並びに予算の減額補正といういままでにな
り失態を来したのであります。今回のような政
府の経済政策で果たして三・四％の経済成長率並
びに財政の確保が図れるのかどうか、確たる答弁
を求めるものであります。

また、最近、原油価格の値下げが続いておりま
すが、このことは、わが国経済はもとより、世界
経済にも大きな影響を及ぼすと考えるものであり

ますが、この点について政府はどのような見通し
をお持ちか、お伺いをいたします。

また、原油価格引き下げにより、国民生活に密
接なかわりを持つ電力料金、灯油、ガソリン等
の価格の見直し、及びこれに對しどのような措置
を講ずるのか、この際何とおきたいと思ひま
す。

また、景気の回復を図るためには、われわれは
一兆円以上の所得税、住民税の減税と、また一兆
円規模の公共事業の追加、あるいは中小企業の投
資減税が必要であると考えるものであります。減
税については、政府見解として、五十八年度中に
景気浮揚に役立つ相当規模の減税の実施を約束さ
れているのであります。この点について総理の
決意を伺っておきたいと思ひます。

また、総理として、減税の規模はどの程度を考
えているのか、また時期についてもどのようなお
考えをお持ちか、お伺いをいたします。

さらに、減税の実施に当たっては新たな国債発
行も考えているのかどうか、この点についても明
確な御答弁をお願いいたします。

また、住民税の実態を見ると、現行の個人住民
税の課税最低限は百五十八万四千円となってお
り、生活保護基準額の百八十六万四千円に對し二
十八万円も下回る逆転現象になっております。こ
れを回避するため、政府は、五十六年度より非課
税限度額制度といういわばこそくな措置をとって
きたのであります。所得税減税とあわせて住民
税の課税最低限を大幅に引き上げるべきであると
考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

なお、税制の公正を図ることが急務であります
が、地方税の非課税措置の見直し及び国の租税特

別措置による地方税減収を遮断することを強く訴
えてまいりましたが、一向にこの見直しの姿勢が
うかがわれぬのであります。したがって、
これについては早急に措置することを要求するも
のであります。この点についても見解を明らかに
していただきたいと思ひます。

以上、地方行政等に関する緊急かつ重要課題
について質問をいたしました。総理並びに関係
大臣の率直な答弁を求め、私の質問を終わりに
します。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 大川議員の御質問に
お答えを申し上げます。

まず第一は、地方自治に対する基本的所見を伺
いたいという御質問でございます。

地方自治は、憲法にも「地方自治の本旨」と明確
に記載されておりますように、わが民主政治の
基盤であると考えております。わが国における地
方自治は、戦後の新地方自治制度の発足以来三十
年余を経過いたしました。関係者の御尽力と国民
の御理解、御協力によりまして、おおむね国民の
間に定着してきていると思ひます。住民やあるい
は自治体の関係者のおきましても、自主、自
律あるいは個性化というような認識、意欲が非常
に最近高まりを見せておりまして、また、実力も
充実しておりますことは同感の至りでありませ
う。しかしながら、今後行政を取り巻く環境の変化に
対応して、かつ民主主義を發展させるためには、
やはり民主政治の基盤たる地方自治の充実發展に
政府としても心を配る必要があると考えておる次
第でございます。

次に、臨調答申に示された行政事務の再配分

についての御質問でございます。

地方自治の尊重及び国、地方を通ずる行政の簡素合理化の観点に立ちまして、国と地方との仕事の分担、役割りを適切に進めることは必要であると考えております。臨調答申並びに地方制度調査会等の御答申等も踏まえまして、地方公共団体の自主性、自律性を十分に発揮できるように、特に住民に身近な問題は関係自治体においてこれを処理する、こういう基本原則に立ちまして、国と地方の機能分担あるいは財源配分というものを今後改善してまいりたいと思っております。また、今後、この趣旨を実現すべく、法令の制定改正に当たっても最善の努力をいたしたいと思っております。

次に、地方財政が窮乏しておるが、この改革案を持っておるかという御質問でございます。地方財政は、国の財政と同様、税収の伸び悩みあるいは公債や借入金残高の累増等によりまして非常に危惧的な状況にあることは御指摘のとおりでございます。今後、国と同一の基調に立ちまして、行財政の守備範囲の見直し、歳出の節減合理化等を徹しく行っていただきたい。それと同時に、国と地方との間の事務配分、財源配分、費用負担のあり方につきましては、中央ともよく協議いたしまして、また中央といたしましても、幅広く検討して地方財政の収支均衡に協力することが必要であると考えております。

原油価格の問題について御質問がございましたが、原油価格の及ぼす国内的影響につきましては、この価格引き下げをいつ実施するか、どの程度の幅で行われるか等についてまだ不確定的要因がございます。また、断定する段階には至っておりませんが、総じて、これが行われれば物価、景

気等国内経済に対しては好ましい影響を与えるものと期待されております。

なお、原油価格引き下げにつきましては、その引き下げ幅等なお種々の問題がありますが、それがなされた場合には、石油輸入国の石油代金支払い額の減少等を通じて、国際収支の改善、物価の安定、景気の拡大等、総じて世界経済全体に対しても好影響があると思っております。

なお、原油価格の低下が急激かつ大幅な場合には、一部産油国の累積債務等の問題に悪影響が考えられます。これらの問題につきましては、十分注目して適切に対処してまいらるつもりでございます。

なお、電気料金の問題について御質問がございましたが、原油価格の引き下げの状況はまた的確に判断できる状態ではございません。また、電気料金につきましては、燃料費という点も非常に大きな要素であります。また、資本費とあるいは為替レートの問題も非常に重要な要素でございます。事態の推移を見つつ、電気事業者の経理状況の将来見通しの上に立って慎重に判断していかねばならないと思っております。

ガソリン等の石油製品の価格は、これは市場メカニズムを通じていま形成されておるものでありまして、この需給関係を通じてそれが価格に反映していくものと判断をいたしております。

次に、減税について御質問がございました。財政事情困難な時期ではございますが、政府としては、与野党の合意を尊重し、財政改革の基本的考え方を踏まえつつ、減税実施のため真剣に検討を進めてまいらるつもりであります。なお、与野党の合意は財源の確保も含めてなさ

れておりまして、今後、税収動向等を見きわめ、国会における御議論等も踏まえ、また国民の御要望あるいは税制調査会にもよく御検討をお願いする等、精力的に努力してまいらるつもりであります。

景気回復のために公共事業の追加が必要と思うがという御質問でございますが、五十八年度予算におきましては、公共事業費は前年度同額を確保するとともに、民間資金の活用等により事業費の確保を図る等努力しておるところでございます。しかし、公共事業の追加は建設公債の発行等により賄わざるを得ないと思っております。現在の財政金融情勢のもとでは国債の消化はきわめて困難な状態に推移しております。また、無理をして消化を図りますと、金利の問題やその他の問題にも影響が及ぼすとして、景気への反応もまた考慮を要する点がございます。

いずれにせよ、政府は今回の予算を通じまして、中小企業に対する投資減税の実施あるいは住宅に対する特別対策の推進等を通じ、さらに物価の安定と在庫調整の進展等々をてこにいたしまして、将来、金融政策等を機動的、弾力的に行つて対処してまいりたいと考えております。

次に、中小企業の投資減税について御質問がございました。今回の中小企業の設備投資促進のための措置につきましては、限られた財源の中で最大限の効果をねらうために現行制度に工夫をこらしたものでございます。企業関係税特別措置については一層の整理合理化を行うこととしておる中にありまして、精いっぱい配慮をいたしたものと御理解をお願ひいたしたいと思っております。

また、減税につきまして国債発行を考えておるかどうかという御質問でございますが、政府といたしましては与野党の合意を尊重してまいらる所存でございますが、先ほど申し上げましたように、税収動向等々を踏まえまして、そして税調等に諮る必要もあり、減税の規模と時期をまだ明示できない段階にはございません。しかし、与野党の合意はあくまでこれを尊重して、真剣に検討して取り組んでまいらるつもりであります。

特別公債をもって充てるべきでないことはもとより当然でございますが、今後、財源の問題につきましても、国会における御議論等も踏まえ、税制調査会においても御検討をお願い、精力的に努力してまいらる所存でございます。

残余の御答弁は関係関係に行つていただきます。(拍手)

〔國務大臣山本幸雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(山本幸雄君) ます、財政運営の指針としての地方財政計画はその役割りを果たしているのかというお尋ねでございます。

地方財政計画と申しますのは、地方財政の歳入歳出の総額を見込むことを通じて地方財源の総量を保障するものとして、また、地方団体の財政運営の指針として重要な役割りを果たしておるものでございます。

昭和五十八年度の地方財政計画におきましては、財政事情が国、地方を通じ厳しい状況下にあることから、歳出規模の伸びは前年度に對して〇・九分の増にとどまっておりますが、給付関係経費あるいは公債費などの義務的経費の増加額を含めまして、一般行政経費を初め、それぞれの経費について所要額を計上いたし、もって地方財政

の円滑な運営に支障の生じないよう措置しておる
ところでありませう。したがって、この地方財
政計画は、従来と同様、地方財政運営の指針、ガ
イドラインとしての役割りを十分果たし得るもの
と考えております。

次に、借入金利子についてのお尋ねがございま
した。

交付税特会借入金の利子財源につきましては、
将来、国の一般会計からの繰り入れによって措置
してきたところでありますが、五十八年度におき
ましては、国家財政全般が厳しい状況にあること
にかんがみまして、地方財政といたしましては、

この中期見通しを立てますに当たりましては、
地方財政は三千数百という地方団体の財政の集合
体である、それからまた、それらの地方団体はそ
れぞれの地域の実情に即して自主的な判断に基づ
いて財政運営をやっておられるわけでございま
す。また、わが国経済の中期的あるいは長期的
な展望というものは、なかなか国際経済との絡み
もあって不確定要素が多いわけでございまして、
そうした状況のもとで地方税あるいは地方交付税
等の中長期的な展望を立てるといふことは、私は
なかなか困難な問題が多いと思っております。

また、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

次に、交付税率の引き上げについてお尋ねがご
ざいまして、地方財政の健全性を回復するため
には、行財政の守備範囲の見直しあるいは行財政
運営の効率化等によって歳入の徹底した節減合理
化を行うということ、それから地方交付税率の問
題も含め国と地方との間の財源配分のあり方、ま
た受益と負担のあり方といったことを見直す等、

抜本的な地方税財政制度の改正につきまして検討
を進めることが必要であると考えております。
しかしながら、これらの問題は、国、地方間の
事務の配分、あるいは税財源配分の基本にかかわ
る大きな問題でございまして、関係方面の御意見
も承りながら今後真剣に検討してまいりたいと思
えております。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

さて、先ほどお答えいたしましたのにつけ加え
まして、五十九年度以降の措置についてのお尋ね
がございました。これは先ほどお答えをしたとお
りでございますが、いわゆる国家財政と地方財政
は車の両輪という考え方に立ちまして、来年度地
方財政の恐らく厳しいであろう状況も考えながら
措置をまいりたいと思えます。

次に、地方財政の中期見通しについてお尋ねが
ございました。

りませうけれども、与野党の合意を尊重いたし、財
政改革の基本的な考え方、あるいは財源の問題、
あるいは地方税というものは前年の所得に対して課
税をするという住民税独自の性格もございましての
で、それらを踏まえつつ真剣に検討を進めてまい
る所存でございませう。

最後に、地方税における非課税等特別措置につ
いてお答えをいたします。

交付税特会借入金の利子財源につきましては、
将来、国の一般会計からの繰り入れによって措置
してきたところでありますが、五十八年度におき
ましては、国家財政全般が厳しい状況にあること
にかんがみまして、地方財政といたしましては、

この中期見通しを立てますに当たりましては、
地方財政は三千数百という地方団体の財政の集合
体である、それからまた、それらの地方団体はそ
れぞれの地域の実情に即して自主的な判断に基づ
いて財政運営をやっておられるわけでございま
す。また、わが国経済の中期的あるいは長期的
な展望というものは、なかなか国際経済との絡み
もあって不確定要素が多いわけでございまして、
そうした状況のもとで地方税あるいは地方交付税
等の中長期的な展望を立てるといふことは、私は
なかなか困難な問題が多いと思っております。

ただ、現行の特別措置の中には、たとえば貯蓄
の奨励あるいは住宅取得の促進あるいは中小企業
対策といったことなど、地方税といたしましては
政策推進の見地から見てなお存続を必要とするも
のがあります。また、国の租税特別措置の中に
は、課税技術上地方税への影響を遮断する、先ほ
ど遮断せよというお話でございましたが、遮断す
るといふことが困難なものもあるということをひ
とつ御理解を賜りたいと、かように考えます。

また、五十八年度の税収の確保についてござ
います。政府経済見通しにおきまするもの
指標や課税実数等を基礎として個別税目ごとに見
積もりを行ったところでございませうので、適正な
ものであると考えております。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて質疑は終了いたし
ました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十五分散会

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。
五十八年度の経済成長率三・四％の見通しにつ
いてであります。

出席者は左のとおり。
議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

昭和三十八年三月四日 参議院会議録第六号
国務大臣の報告に関する件(昭和三十八年度地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等
の一部を改正する法律案(趣旨説明) 九一

議員

中野 鉄造君	和泉 照雄君
大川 清幸君	桑名 義治君
馬場 富君	高木健太郎君
小西 博行君	鶴岡 洋君
中野 明君	峯山 昭範君
中村 鋭一君	伊藤 郁男君
増岡 康治君	塩出 啓典君
太田 淳夫君	宮崎 正義君
井上 計君	堀江 正夫君
藤原 房雄君	黒柳 明君
藤井 恒男君	坂元 親男君
平井 卓志君	三木 忠雄君
鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君	柄谷 道一君
木島 則夫君	原 文兵衛君
二宮 文造君	多田 省吾君
小平 芳平君	白木義一郎君
中尾 辰義君	田淵 哲也君
新谷寅三郎君	山田 勇君
中山 千夏君	美濃部亮吉君
山田耕三郎君	秦 豊君
青島 幸男君	真鍋 賢二君
田代由紀男君	谷川 寛三君
名尾 良孝君	藤井 裕久君
林 寛子君	野呂田芳成君
成相 善十君	井上 裕君
大木 浩君	林 道君
安孫子藤吉君	井上 吉夫君
大鷹 淑子君	岡田 広君
亀井 久興君	上條 勝久君
志村 愛子君	中村 禎二君

河本嘉久蔵君	金井 元彦君
片山 正英君	中村 太郎君
中西 一郎君	斎藤 十朗君
八木 一郎君	塚田十一郎君
田中 正巳君	白井 莊一君
加藤 武徳君	上田 稔君
藤田 正明君	鈴木 正一君
岩上 二郎君	沖 外夫君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
藤井 孝男君	森山 眞弓君
田沢 智治君	関口 恵造君
井上 孝君	大河原太一郎君
高平 公友君	江島 淳君
竹内 潔君	田原 武雄君
大島 友治君	伊江 朝雄君
斎藤栄三郎君	坂野 重信君
山東 昭子君	戸塚 進也君
夏目 忠雄君	鳩山威一郎君
中山 太郎君	遠藤 要君
古賀雷四郎君	嶋崎 均君
初村滝一郎君	小林 国司君
町村 金五君	熊谷太三郎君
楠 正俊君	山内 一郎君
植木 光教君	木村 睦男君
岩動 道行君	岩本 政光君
江田 五月君	野末 陳平君
村上 正邦君	松浦 功君
福田 宏一君	田 英夫君
大石 武一君	梶原 清君
川原新次郎君	北 修二君
亀長 友義君	長谷川 信君
大坪健一郎君	大木 正吾君

福岡日出磨君	宮田 輝君
堀内 俊夫君	後藤 正夫君
片山 甚市君	山崎 竜男君
増田 盛君	鈴木 省吾君
内藤登三郎君	長田 裕二君
山崎 昇君	野田 哲君
安田 隆明君	松垣徳太郎君
土屋 義彦君	対馬 孝且君
小谷 守君	上野 雄文君
木岡 昭次君	山田 謙君
下田 京子君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	近藤 忠孝君
勝又 武一君	安恒 良一君
吉田 正雄君	安武 洋子君
佐藤 昭夫君	矢田部 理君
志苦 裕君	粕谷 照美君
沓脱タケ子君	山中 郁子君
寺田 熊雄君	片岡 勝治君
和田 静夫君	竹田 四郎君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	齋ヶ久保重光君
小笠原貞子君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 新次君
赤桐 操君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
八百板 正君	

國務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
大蔵大臣	竹下 登君
農林水産大臣	金子 岩三君
自治大臣	山本 幸雄君

政府委員

自治省 財政局長 石原 信雄君
自治省 税務局長 関根 則之君

議員派遣中の議員

高木 正明君 仲川 幸男君
宮之原貞光君 波部 通子君

議長の報告事項

去る二月十六日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

栃木県選出(二月十五日当選)

上野 雄文君(故戸叶武君の補欠)

同日議長において、常任委員を次のとおり指名した。

大蔵委員

大蔵委員 上野 雄文君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

法務委員 補欠
近藤 忠孝君 宮本 顕治君

大蔵委員

大蔵委員 補欠
宮本 顕治君 近藤 忠孝君

決算委員

決算委員 補欠
福岡日出磨君 川原新次郎君

議院運営委員

議院運営委員 補欠
梶原 清君 沖 外夫君
川原新次郎君 福岡日出磨君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(閣承認第一号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日米合同訓練に関する質問主意書(秦豊君提出) 空中警戒監視システムに関する質問主意書(秦豊君提出)

竹島問題に関する質問主意書(秦豊君提出) 同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 北 修二君 同 高木 正明君

同日本院は、原子力委員会委員に西堀正弘君及び渡部時也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力安全委員会委員に大山彰君及び御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に本明寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に村上素男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、商品取引所審議会委員に別府正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、航空事故調査委員会委員長に八田桂三君、同委員に糸永吉通君、榎本善臣君、小一原正君及び幸尾治朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎君、山田明吉君、宮崎輝君、藤本一郎君、大和田啓氣君、松沢卓二君、八十島義之助君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に浦田純一君及び溝邊秀郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 辞任 補欠 小山 一平君 上野 雄文君

外務委員 辞任 補欠 赤柄 操君 小山 一平君

大蔵委員 辞任 補欠 上野 雄文君 赤柄 操君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任 補欠 田中寿美子君 上野 雄文君

去る二月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 辞任 補欠 大石 武一君 熊谷 弘君

農林水産委員 辞任 補欠 熊谷 弘君 大石 武一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害及び交通安全対策特別委員 辞任 補欠 大石 武一君 沖 外夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 去る二月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 辞任 補欠 伊藤 郁男君 三治 重信君

辞任 補欠 藏内 修治君 北 修二君

決算委員 辞任 補欠 川原新次郎君 福岡日出磨君

辞任 補欠 北 修二君 藏内 修治君

議院運営委員 辞任 補欠 沖 外夫君 梶原 清君

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書 昭和五十八年二月九日提出し、同日議長の承認を得、また、二月十四日派遣委員及び費用の変更につき議長の承認を得た昭和五十八年度総予算の審査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第一班土屋義彦、関口恵造、藤井裕久、大川清幸、立木洋、藏内修治、瀬谷英行、対馬孝且」とあるのを「第一班土屋義彦、関口恵造、藤井裕久、大川清幸、立木洋、北修二、瀬谷英行、対馬孝且」に変更したい。

右のとおり承認を求めます。 昭和五十八年二月二十一日

参議院議長 徳永 正利殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。 三海峽及び日本周辺水域の警戒監視システムに関する質問主意書(秦豊君提出)

去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

伊藤 郁男君

補欠

三治 重信君

農林水産委員

辞任

三治 重信君

補欠

伊藤 郁男君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を公書及び交通安全対策特別委員会に付託した。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。対馬海峡西水道問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。参議院議員秦豊君提出竹島問題に関する質問に對する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出日米合同訓練に関する質問については、検討する必要があるため、これに日時を要するため、二月二十六日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出空中警戒監視システムに関する質問については、検討する必要があるため、これに日時を要するため、二月二十六日まで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

三治 重信君

補欠

栗林 卓司君

地方行政委員

辞任

山田 謙君

補欠

坂倉 藤吾君

文教委員

辞任

杉山 令肇君

補欠

中村 啓一君

農林水産委員

辞任

坂倉 藤吾君

補欠

山田 謙君

運輸委員

辞任

梶原 清君

補欠

園田 清充君

建設委員

辞任

園田 清充君

補欠

梶原 清君

中村 啓一君

栗林 卓司君

補欠

三治 重信君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。三海峡及び日本周辺水域の警戒監視システムに関する質問主意書(秦豊君提出)

対馬海峡西水道問題に関する質問主意書(秦豊君提出) 去る二月二十四日議長は、議員戸叶武君に対しき議決した引詞を贈呈した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

栗林 卓司君

補欠

三治 重信君

文教委員

辞任

中村 啓一君

補欠

杉山 令肇君

運輸委員

辞任

園田 清充君

補欠

梶原 清君

建設委員

辞任

梶原 清君

補欠

園田 清充君

農林水産委員

杉山 令肇君

補欠

中村 啓一君

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

栗林 卓司君

補欠

田淵 哲也君

去る二月二十五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) 昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1) 同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出日米合同訓練に関する質問に對する答弁書 参議院議員秦豊君提出空中警戒監視システムに関する質問に對する答弁書

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

坂倉 藤吾君

補欠

山田 謙君

農林水産委員

辞任

山田 謙君

補欠

坂倉 藤吾君

予算委員

辞任

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 辞任 北 修二君 補欠 藏内 修治君

決算委員

辞任 補欠
蔵内 修治君 北 修二君
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百八十三年の国際ユーヒー協定の締結について承認を求めの件(閣案第三号)
千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めの件(閣案第四号)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めの件(閣案第五号)

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めの件(閣案第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めの件(閣案第一号)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

の締結について承認を求めの件(閣案第二号)
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員
辞任 補欠
宮之原貞光君 本岡 昭次君

社会労働委員
辞任 補欠
本岡 昭次君 宮之原貞光君

予算委員
辞任 補欠
豊君 前島英三郎君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を文教委員会に付託した。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出三海峡及び日本周辺水域の警戒監視システムに関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出対馬海峡水道問題に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日
官職名 官職名 年月日
沖繩開発庁総務局長 宮島 茂君(退職) 昭六三〇

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十八回国会政府委員に任命することを承認した。

沖繩開発庁総務局会計課長 大岩 武君
特許庁審査第一部長 野崎 紀君

同日内閣総理大臣から議長宛、沖繩開発庁総務局会計課長大岩武君外一名(同日議長承認を第九十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 補欠
寺田 熊雄君 丸谷 金保君

大蔵委員
辞任 補欠
丸谷 金保君 寺田 熊雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員
辞任 補欠
源田 実君 大崎 友治君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

柳澤 鍊造君 柄谷 道一君
上田耕一郎君 立木 洋君

「太平洋地域陸軍管理セミナー」および「太平洋地域後方セミナー」に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)
昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
林 寛子君 秦野 章君

法務委員
辞任 補欠
丸谷 金保君 寺田 熊雄君

大蔵委員
辞任 補欠
岩動 道行君 関口 恵造君

文教委員
辞任 補欠
世耕 政隆君 林 道君

社会労働委員
辞任 補欠
関口 恵造君 岩動 道行君

運輸委員
辞任 補欠
梶原 清君 衛藤征士郎君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高平 公友君 仲川 幸男君

高平 公友君 仲川 幸男君

昭和五十八年三月四日 参議院会議録第六号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
安全保障特別委員

辞任 補欠
大島 友治君 源田 実君
立木 洋君 上田耕一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
運輸委員会
理事 青木 新次君(青木新次君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(閣法第六号)
通信委員会に付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案(閣法第三七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
電源開発促進税法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
伊達 秋雄君
鬼木 勝利君
中沢伊登子君
同 予備委員
吉岡 恵一君
萩原 博司君
遠藤 隆次君
松尾 信人君
岡本 丈君

日米合同訓練に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十八年二月十四日
参議院議長 徳永 正利殿
素 豊

日米合同訓練に関する質問主意書
日米間の合同訓練も逐年拡大の一途をたどつていくが、今後は防空・対潜等の部門で新たな展開があり得るのではないかと考える。よつて次の点について政府の所見を伺いたい。
一 米国側が日本海や北西太平洋での空母機動部隊を中心とした日米合同による防空・対潜等の訓練を要請して来た場合には、どのような対応が考えられるのか。

二 今後はそのような合同訓練は必須のものと考えられるのか、それとも不要な訓練項目と思ふのか。
三 日米間で今後強化すべき合同訓練・合同演習としては、どんな部門のどのようなものが考えられるのか。
四 今年の日米合同訓練としては、どんなことが予定されているのか。
右質問する。

昭和五十八年二月二十五日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 泰豊君提出日米合同訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 泰豊君提出日米合同訓練に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
自衛隊が米軍と共同で訓練を行うことは、自衛隊にとつて新たな戦術・戦法の導入及び練度の向上を図る上で有益である。また、このような日米共同訓練を通じて平素から自衛隊と米軍との相互理解と意思疎通を図つておくことは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における日米共同対処行動を円滑に行うために有益であり、日米安保体制の信頼性及び抑止効果の維持・向上に資するものである。このような観点から、今後とも、日米共同訓練の機会をとらえて積極的に実施していきたいと考えている。

また、空母機動部隊を含む米海軍との今後の共同訓練については、計画が具体化した段階で、訓練の目的、内容等について慎重に検討を行つて対応したいと考えている。
四について
本年における日米共同訓練としては、例年実施している陸上自衛隊の指揮所訓練、海上自衛隊の対潜訓練、航空自衛隊の戦闘機訓練等が考えられるが、現在、具体的な計画は未定である。
空中警戒監視システムに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十八年二月十四日
参議院議長 徳永 正利殿
素 豊

空中警戒監視システムに関する質問主意書

E2C二機が先般わが国に導入され、空中警戒監視システムの一環を担うことになったが、それに関連して以下の諸点を質問する。
一 在来E2Cについては電子妨害に弱いとする批判が聞かれたが、今回導入されたE2Cの索敵レーダーはAPS-125 ARPSか。
二 E2C M・E2C M能力は、共にかなり強化されているのか。
三 E2Cの潜水能力はどの程度か。
四 導入されたE2C二機の今後の訓練、運用計画はどうなつているのか。
五 実際にE2Cが配備され、ローテーションに入るのはいつなのか。
六 E2Cの導入予定数は八機だが、その八機とバグジ・システムの近代化によつてわが国の空中警戒監視システムは完成したが、それで十全であると言ひ切れるのか。
七 今後一定の段階でE2Cの導入機数増加を余儀なくされるのではないのか。
八 米国議会予算局は、米空軍が追加要求している十二機のE3Aの発注を引き延ばしそのうち六機のE3Aを日本が購入するよう強力に要請せよと米国議会側に提案しているが、このような動向については、どう受け止めているのか。
九 バックファイア対策を含めE2Cに比べて格段に能力の大きいE3A空中警戒管制機の導入

は、検討に値する選択の一つではないのか。
 十 E-3A導入について、少なくとも五六中業期
 間中には検討の可能性はないのか。
 十一 五六中業期間中のE-2C導入計画を變更し
 てもE-3A導入の可能性を検討すべきだと考
 えるか。つまり来年度以降の整備計画のなかで
 E-3Aが予算化される可能性は全くあり得ない
 のか。
 右質問する。

昭和五十八年二月二十五日
 内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出空中警戒監視システムに
 関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出空中警戒監視システ
 ムに関する質問に対する答弁書
 一及び二について
 防衛庁が取得したE-2Cの捜索レーダー
 は、ARPS(Advanced Radar Processing
 System)を採用したAN/APRS-125で
 ある。これは、米軍が当初装備したE-2Cの
 捜索レーダーに比し、電波妨害に対応する能力
 が向上している。

なお、防衛庁が取得したE-2Cは、電波妨
 害装置は装備していない。
 三について
 E-2Cの滞空時間は、約六時間である。
 四について
 昭和五十八年一月に取得したE-2C二機
 は、当面、運用上必要となる細部資料を得るた
 めの諸試験に使用するほか、要員養成及び訓練
 に使用することとしている。

五について
 E-2Cは、取得に伴い逐次部隊に配備して
 いくこととなるが、警戒監視飛行の実施は、調
 達した八機の取得が完了する昭和六十年年度以降

昭和五十八年三月四日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

となる予定である。
 六及び七について
 E-2C八機の整備及び自動警戒管制組織
 (パツ・システム)の近代化により、我が国の
 航空警戒管制能力は、相当向上するものと考え
 ている。

なお、昭和五十七年七月、防衛庁が作成した
 「五六中業」においては、更にE-2C一機の整
 備が予定されている。
 八について
 御質問の事項については、米国における財政
 赤字解消策についての米國議会予算局による一
 つの示唆であると承知しており、米國政府の政
 策を示すものではないと理解している。
 九から十一までについて
 現在のところ、E-3Aを導入する予定はな
 く、その検討も行っていない。

竹島問題に関する質問主意書
 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
 出する。
 昭和五十八年二月十四日
 参議院議長 徳永 正利殿 秦 豊

竹島問題に関する質問主意書

島根県隠岐郡五箇村竹島に対する韓国側の不当
 な占拠行為は依然として継続されているが、その
 現状と今後の政府の方針について幾つかの点をた
 だしておきたい。

一 竹島問題についての日本政府の基本的認識は
 どうかか。
 二 韓国は竹島を独島と称し、海洋警備隊の分遣
 隊を常駐させているようだが、竹島の現状を伺
 いたい。
 三 日本政府としては、現在どのような対抗措置
 をとっているのか。
 四 昨年一カ年、政府としてはどのような外交的

措置ないし努力を行ってきたのか。
 五 日本政府は韓国による実効支配を黙認してい
 るのか。
 六 先般、ソウルで行われた日韓首脳会談におい
 て、竹島問題についての言及はあったのか。
 七 北方領土に対する政府の公的アピールに比
 べると竹島問題は、まるで未解決のまま放置され
 ている状態ではないか。また政府の関心が左程
 痛切であるとは考えられないが、中曽根政権と
 しては、日韓関係の懸案の一つとして、わだか
 まっている竹島問題をこのまま放置することは
 許されまい。今後どのような具体的な取組を行
 う方針か、明らかにされたい。
 右質問する。

昭和五十八年二月二十二日
 内閣総理大臣 中曽根康弘
 参議院議長 徳永 正利殿
 参議院議員秦豊君提出竹島問題に関する質問に
 対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出竹島問題に関する質
 問に対する答弁書
 一について
 竹島については、歴史的事実を照らしても、
 また、国際法上も我が国固有の領土であること
 は明白であり、政府は、韓国政府が竹島に各種
 施設を構築し、不法占拠を続けていることは誠
 に遺憾であると考えている。

二について
 累次の監視結果によれば、竹島には、現在、
 灯台、見張り所、兵舎、コンクリート製の建
 物、鉄製のやぐら、アンテナ等の建造物が構築
 されており、警備員も配置されていることが確
 認されている。

三から五までについて
 (1) 政府としては、竹島の領有権に関する日韓
 間の紛争は、飽くまでも平和的手段によつて

解決を図るとの基本方針に立っており、外交
 経路を通じ、韓国政府に対し、韓国の竹島に
 対する領有権の主張は認められない旨嚴重に
 申し入れるとともに、累次の監視結果に基づ
 き、韓国が各種施設を設け、不法占拠を続け
 ていることに対して繰り返し抗議、申入れを
 行っており、韓国側の不法占拠を黙認してい
 ることはない。
 (2) 政府は、韓国との関係においては、昭和五
 十七年中には、七月の李外務部長官来日の際、
 事務レベルにおいて本問題を提起し、また、
 十月二十八日の竹島周辺の海上監視結果に基
 づき韓国側に抗議を行うなど外交努力を行つ
 ている。
 六について
 昭和五十八年一月の中曽根内閣総理大臣の韓
 国訪問の際の首脳会談においては、この問題は
 取り上げられなかったが、外相会談において正
 式議題以外の問題の一つとして日本側からこの
 問題を提起し、日本側の立場を再度明らかにし
 ている。

七について
 政府としては、竹島問題は、日韓国交正常化
 の際に取り交わした紛争の解決に関する交換公
 文のつとめ、外交上の経路を通じて、今後と
 も粘り強く話し合いを続けていく考えである。

〔参照〕
 二月二十二日議長において、左のとおり議席を
 変更した。

- 一五六 江田 五月君
- 一五七 森田 重郎君
- 一五八 野末 陳平君
- 一六三 大石 武一君

昭和五十八年三月四日 参議院会議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京郵便区虎ノ口二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三二二(代)

一定価一部
一〇円